

共同研究

- 1 共同研究とは，工業技術センターが県以外のものと技術，知識を交換し，研究及び研究費を分担することによって共同で行う研究。
- 2 発明の際の権利の帰属や持ち分分担については，双方協議して定める。
- 3 共同出願及び共有発明の実施については，別途契約を締結する。
- 4 共同研究成果については，相手方の同意により公表できる。
- 5 共同研究の手続き

